改正後

改正前

区分	通常入館料 (1 人 1 回につき)		特別入館料 (1 人 1 回につき)
	個人	団体	
一般	300円	200 円	特別展示に要する経 費を勘案して市長が 定める額
小学生、中 学生	無料	無料	一般の2分の1の額
高校生	300 円	200 円	
障害者等、 小学校就学 前の者	無料	無料	無料

備考

- 1 「通常入館料」とは、展望台において通常展示を行っている場合の入館料をいう。
- 2 「特別入館料」とは、展望台において特別な企画に基づき 展示を行っている場合の入館料をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 「団体」とは、20人以上のものをいう。

区分	通常入館料 (1 人 1 回につき)		特別入館料 (1 人 1 回につき)
	個人	団体(20 人以 上のものに 限る。)	
小学生、中 学生、高校 生	無料	無料	特別展示に要する 経費を勘案して市 長が定める額
一般	300 円	200 円	
高齢者等	無料	無料	

備考

- 「通常入館料」とは、展望台において通常展示を行っている場合の入館料をいう。
- 2 「特別人館料」とは、展望台において特別な企画に基づき 展示を行っている場合の入館料をいう。
- 3 「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をい
 - (1) 70歳以上の者
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
 - (3) 介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者